会議資料２－２

ミュージアム都留基本的運営方針（案）

1.基本的運営方針策定の目的

ミュージアム都留は山梨県都留市に位置し、平成 11（1999）年 4 月に市内の歴史・民俗資料の公開施設として開館した。博物館建設の議論で、博物館を中核として、尾県郷土資料館、都留市商家資料館、増田誠美術館、八朔祭屋台展示庫、リニア見学センター、ネイチャーセンターなど、市内の既存文化施設を有機的に結びつける構想、「都留市まるごと博物館構想」（以下「都留市博物館構想」という。）が策定され、都留市博物館構想に基づいて施設・設備の計画が進められた。常設展示では八朔祭で曳き出される屋台と、江戸の浮世絵師によってデザインされた飾り幕、江戸時代に都留市でさかんであった郡内縞をはじめとする絹織物、松尾芭蕉が谷村に約半年間滞在して句を残したことなどをパネル・映像等で紹介している。また平成 27（2016）年には市内にあった増田誠美術館を統合し、現在は考古・歴史・民俗・美術資料を扱う博物館として運営している。

令和 4 年に博物館法の一部を改正する法律が可決され、翌年施行が開始された。それに基づいて、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する告示」（令和８年文部科学省告示第 69 号。）が公布・施行され、博物館法第８条に基づいて文部科学大臣が策定・公表する「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正された。

博物館法その他の関係法令の改正等に伴い、博物館に求められる社会的役割は多様化している。ミュージアム都留においてもこれらの変化を踏まえ、開館当初の役割にとどまらず、時代の要請に応じた新たな役割を果たすための活動を積極的に推進していく必要がある。そこで博物館法、博物館の設置及び運営上の望ましい基準、ミュージアム都留条例、都留市博物館構想等の理念を踏まえ、すべての利用者に等しく寄り添って運営を行っていくため、「ミュージアム都留基本的運営方針（以下、「本方針」という。）」を策定する。

2.ミュージアム都留活動の根拠

（1）法令

ミュージアム都留の活動は、博物館法、博物館の設置及び運営上の望ましい基準及びミュージアム都留条例に基づいて行われている。

（2）都留市長期総合計画におけるミュージアム都留の役割（案）**第７次に変更予定**

第 6 次都留市長期総合計画では、多くの市民が相互に学び合い、学んだことを地域に還元することを目指し、「政策３　地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり」を設定している。施策の中にある「生きがいを高める生涯学習の推進」、「魅力あふれる歴史・文化の保護・育成・発信」には特にミュージアム都留が深くかかわる必要がある。

（3）本方針の位置づけ

本方針はミュージアム都留条例第 1 条を踏まえて策定し、都留市長期総合計画、都留市

教育大綱並びに及び本方針を踏まえて事業年度ごとに事業計画を策定する。

3.ミュージアム都留の現状（令和 7 年度）
収蔵資料：約 20000 点
観覧者数：9158 人
開館日数：297 日
組織：
館長 1 名（常勤）
ミュージアム都留・文化振興担当：副主査 1 名、主任 1 名、学芸員 1 名（日本中世史)、文化財主事 2 名（日本考古学)、会計年度任用職員 1 名

4.ミュージアム都留基本理念
　都留市を中心とする考古、歴史、民俗、美術等の資料を収集、保管、展示、研究し、誰もが平等に都留市の特色ある歴史文化に触れられる環境を整備するため、次の通り基本理念を定める。
「都留市の歴史文化を次世代に伝え、誰もが探究することできる博物館」

5.基本目標
基本理念の実現のため、次の項目を基本目標として取り組む。
・文化財保護の推進
・生涯学習の推進
・都留市役所及び市内外の企業との連携

6.具体的な活動内容
（1）文化財保護の推進について
　①博物館の資料収集・保管について
（ア）収集
・資料の収集方法は寄贈・交換・購入等とする。
・都留市に関連のあるもの及び調査研究に適したものを収集する。
・市内の指定文化財や未指定文化財の掘り起こしを行う。また、掘り起こしにあたっては地域住民、小中学校・高校・大学等、個人・団体と連携可能な体制の構築を検討する。
・資料収集を行う場合、博物館内で協議をしたのち、必要に応じて博物館協議会に諮問を行

う。館内協議及び諮問結果に基づき収集することが望ましいと判断された資料を中心に、博物館として収集を行う。
・都留市役所（庁内）と情報共有を行い、将来残すべき歴史的公文書について、適切に収集・保管を行う。
（イ）保管
・新規に収集した資料は収蔵庫前室等で一時保管し、クリーニング・燻蒸処理を行ったうえで収蔵庫・特別収蔵庫内で保管する。
・資料の安定的な保存を目的として、害虫検査によって定期的なモニタリングを行う。
・燻蒸は害虫検査の結果や資料収集の状況などを踏まえ、定期的に実施する。
・資料情報の記録と管理をするためのデータベースを構築する。
・施設の防火、防災、防犯体制の確立に努める。
・寄託資料に関して、当館蔵資料と同様に博物館内で協議をしたのち、博物館協議会に諮問を行う。協議会にて寄託資料として保管すべきと判断された資料のみ寄託資料として博物館で保管を行う。

②博物館展示について
（ア）常設展
・都留市の通史を総合的にわかりやすく紹介し、八朔祭・俳句・織物等の歴史文化を都留市における人の営みを中心にして来館者に分かりやすく提供する。
（イ）企画展・特別展
・ミュージアム都留条例第８条に基づき、企画展は原則無料で行い特別展は有料で実施をする。企画展及び特別展は都留市に関連する物事を中心に取り扱い、常設展の内容を補填する内容のものや都留市に関連する事柄を題材としたものを実施する。
・都留市内外の博物館、小中学校・高校・大学等の教育施設や公民館、図書館等の社会教育施設、市民団体と積極的に連携を図る。

（2）生涯学習の推進について
①学習機会の提供
・都留市の歴史文化等の講座やイベントを誰もが楽しめるような内容で実施する。
・市民団体からの歴史文化に関する講座等の依頼の受け入れを積極的に行う。
・公民館・図書館等の社会教育施設での講座開催への協力など、生涯学習の支援に努める。

②小中学校・高校・大学等の教育機関との連携
・学校現場の地域学習や探究学習について、出前講座等の授業支援を行う。
・企画展の実施に際し、学校現場でも活用できる副教材等の作成を行う。
・教員や保護者等の学校関係者へ都留市の歴史文化に関する研修の受け入れ・企画を行う。

・資料状態等を考慮しながら、依頼に対して博物館資料を積極的に活用する。

③福祉施設との連携
・企画展開催時及び常設展のレイアウト変更を行う際には、内覧会などを通じて市内福祉施設利用者から寄せられた意見を踏まえ、バリアフリーなどを考慮した誰もが見学しやすい環境を作る。
・福祉施設等の受け入れ及び出前講座等の依頼に関して、可能な限り対応し誰でも等しく学ぶことを支援する。

④レファレンスの充実
・職員の専門知識を活かし、歴史文化を通じた市民の学びや活動を支援する。
・小中学校・高校・大学等の自由研究や地域に関する調査研究などに関して適切な対応や助言を行う。

（3）都留市役所（庁内）及び市内外の企業との連携
①都留市役所（庁内）との連携
・行政資料の歴史文化的価値に対する職員の意識醸成を図るため、市の歴史的公文書を展示に活用し、関連部局への情報提供を行う。
②市内外企業との連携
・市内企業等について、博物館を通じた研修など、積極的な受け入れを行う。
・展示内容に関連する企業がある場合、積極的に連携を図る。

7.評価
博物館の設置及び運営上の望ましい基準第 4 条に基づき、博物館の各事業について目標と評価指標を定め、その達成状況を評価すると共に運営状況の点検を行う。
博物館協議会において、評価と点検の結果を報告し、今後の改善に向けた意見を求める。また、運営状況の点検や事業評価については、都留市ホームページ等で公表する。